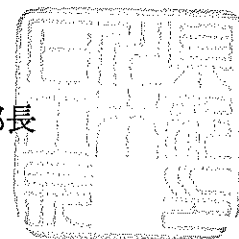




監 第 2207 号
平成 29 年 2 月 6 日

石川県建設産業連合会長 様

石川県土木部長



廃棄物適正処理の徹底について

平素より本県土木行政に多大なるご理解およびご協力をいただきありがとうございます。
ございます。

標記について、石川県警察本部生活安全部長より、生環乙第 4 2 号にて周知
依頼があったので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても、会員の皆様に周知方よろしくお願
いいたします。

(事 務 担 当)

石川県土木部監理課
建設業振興グループ
TEL:076-225-1712

生環乙第 42 号
平成29年2月3日

石川県土木部長
盛谷 明弘 殿

石川県警察本部生活安全部長
警視正 市村 公裕

廃棄物適正処理の徹底について(依頼)

日頃より警察活動各般にわたりご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。
さて、今年度、県警察が取り扱った廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反事件において、複数の建設業者等を

- ・ 建物の新築工事及び解体工事に伴って排出される廃棄物の処理に関し、
県知事の許可を有しない業者に廃棄物の処理を委託した産業廃棄物委託基
準違反（第12条第5項、同条第6項）
- ・ 産業廃棄物の処理を委託する際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を
適正に交付していなかった産業廃棄物管理票交付義務違反（第12条の3）
として検挙しております。

これら業者は、一様に「廃棄物収集運搬を委託した相手先が無許可業者であると
は知らなかった。」旨弁明し、また産業廃棄物管理票を産業廃棄物の排出ごとに運搬
を受託した者に交付しなかったというものでした。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)
では、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工
事を含む。）に伴い生ずる廃棄物（以下「建設系廃棄物」という。）の処理責任は、
建設系廃棄物の排出事業者でにあることを明記しております。

つきましては、同種事案を防止するため、貴職におかれましては関係団体等に周
知していただきますようお願い申し上げます。



[担当]
石川県警察本部生活安全部生活環境課
西川 電話：(076)225-0110 (内線3161)